

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日になるときの翌日)

## 目次

◇告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

土地改良区の役員就退任(農村整備課)

建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等(管理課)

都市計画の決定(都市計画課)

都市計画の変更(二件)(〃)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(〃)

◇調達広告 一般競争入札の実施(管理課)

## 告 示

### 鳥取県告示第五百八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
野津医院	鳥取市卯垣四丁目一〇一	平成十年七月一日
医療法人北室内科医院	鳥取市西町三丁目一〇	〃
医療法人社団米本内科	鳥取市吉成南町二丁目二七―三三	〃
福田整形外科医院	鳥取市材木町一五二	〃
医療法人清水内科医院	鳥取市吉方町二丁目四三七	〃
西尾内科クリニック	鳥取市岩倉四四六―三三	〃
大源眼科医院	鳥取市吉方温泉四丁目七〇〇―一	〃
高整形外科医院	鳥取市吉成七七九―三八	〃
薬師寺整形外科医院	米子市東福原五丁目二―三〇	〃
医療法人社団宝意内科医院	米子市万能町一六	〃
医療法人社団山田内科医院	米子市錦町二丁目三九	〃
医療法人社団門脇内科医院	倉吉市山根五八六	〃
医療法人社団野口内科医院	倉吉市西倉吉町一―一三〇	〃
池田整形外科医院	倉吉市宮川町一七六―一	〃
医療法人社団伊藤医院	倉吉市住吉町五七―六	〃
医療法人社団西田内科	倉吉市上井町一丁目一四二	〃
医療法人岡本小児科医院	倉吉市昭和町一丁目六一	〃
石田産婦人科医院	境港市元町六九	〃
医療法人藤田医院	岩美郡若美町大字浦富一〇三〇―三二	〃
森下医院	八頭郡河原町大字河原一九七―三	〃
若桜柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜一九六―一	〃
中野医院	東伯郡東伯町大字保五五―一	〃
土井医院	東伯郡東郷町大字松崎六七六―四	〃
医療法人社団林原医院	東伯郡赤碕町大字赤碕一〇九二	〃
細田医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三九八	〃

足立医院	西伯郡淀江町大字淀江七九〇	〃
国立米子医院	米子市車尾二二九三一	〃
田中歯科医院	鳥取市吉方温泉町二丁目六四一	〃
社団法人鳥取県中部歯科 医師会口腔衛生センター	倉吉市東蔵城町六八	〃
医療法人社団山中歯科医院	倉吉市東蔵城町一七〇	〃
医療法人くまの歯科医院	倉吉市西町二七〇二	〃
稲垣歯科医院	気高郡鹿野町大字鹿野一八四二	〃
橋本歯科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五二一〇	〃
やまなか歯科クリニック	西伯郡会見町天万三二八一	〃
小田歯科医院	西伯郡岸本町押口八六一	〃
細川内科胃腸科医院	東伯郡羽合町大字長瀬六一一	平成十年七月三日
鳥取薬局	鳥取市相生町二丁目五一	平成十年七月一日
有限会社杏林堂薬局	鳥取市興南町七八	〃
ヘルスプラザ薬局	東伯郡三朝町大字大瀬一〇八九一五	平成十年七月十日

**鳥取県告示第五百九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり福井土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 小谷 英 雄 鳥取市福井二二二  
井上 孝 志 鳥取市福井三八五

〃 花房 平八郎 鳥取市福井二五八一三  
〃 福本 勝 允 鳥取市福井三五五  
〃 福安 俊雄 鳥取市福井二〇八  
〃 高木 鎮 男 鳥取市福井二七九  
監事 池原 増 蔵 鳥取市福井三五〇  
〃 池原 芳 郎 鳥取市福井二五四  
平成十年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 福本 勝 允 鳥取市福井三五五  
〃 吉田 義 輝 鳥取市福井三八六  
〃 佐々木 政 顕 鳥取市福井一四四  
〃 小谷 俊 行 鳥取市福井二二四  
〃 山本 義 弘 鳥取市福井一〇三一  
〃 福本 順 治 鳥取市福井一〇六一  
監事 井上 眞之助 鳥取市福井三六四  
〃 寺 嶋 覚 鳥取市福井三三八  
平成十年四月一日就任 任期四年

**鳥取県告示第五百十号**

平成十年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）であつて、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるもの一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。  
平成十年三月鳥取県告示第二三八号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等）は廃止し、これに基づいて認定された資格（当該資格とみなされた資格を含む。）

又はこれに基づいて提出された資格審査の申請は、それぞれこの告示に基づいて認定された資格又はこの告示に基づいて提出された申請とみなす。

平成十年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 資格の区分

資格は、別表の上欄に掲げる発注工事種別ごとに認定する。ただし、経常建設共同企業体にあつては、建築一式工事に限る。

### 二 申請手続

#### 1 申請書の提出方法

資格審査を受けようとする者は、建設工事入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）に次の書類を添え、鳥取県土木部管理課建設係（〒六八〇一八五七〇 鳥取市東町一丁目三二〇 電話〇八五七―二六―七三四七）へ提出すること。なお、郵送も可とする。

(一) 経常建設共同企業体以外の者

- (1) 建設業許可証明書
- (2) 一般競争入札に参加を希望する建設工事の種別表
- (3) 営業所一覧表
- (4) 工事経歴書
- (5) 法人にあつては、登記簿謄本
- (6) 使用印鑑届
- (7) 印鑑証明書
- (8) 審査基準日（平成八年十月一日から平成九年九月三十日までの間に係る直近の営業年度の終了の日をいう。以下同じ。）における経営事項審査結果通知書の写し

(9) 委任状（委任する場合に限る。）

(二) 経常建設共同企業体

- (1) 各構成員の建設業許可証明書
- (2) 各構成員の営業所一覧表
- (3) 各構成員の工事経歴書
- (4) 各構成員（法人に限る。）の登記簿謄本
- (5) 使用印鑑届
- (6) 印鑑証明書
- (7) 各構成員の審査基準日における経営事項審査結果通知書の写し
- (8) 委任状（委任する場合に限る。）
- (9) 経常建設共同企業体協定書の写し

#### 2 申請書等の様式

申請書及び添付書類の様式については、鳥取県土木部管理課に問い合わせ、その指示に従うこと。

#### 3 申請書の受付時期

随時

#### 4 申請書等の作成に用いる言語

(一) 申請書は、日本語で作成すること。

(二) 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

### 三 資格を与えない者

次に掲げる者には、資格を付与しない。

- 1 法第三条第一項に規定する建設業の許可を受けていない者及びその者を構成員に含む経常建設共同企業体
- 2 審査基準日における法第二十七条の二十三第一項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受けていない者及びその者を構成員に含む経常建設共同企業体

3 一般競争入札に参加を希望する建設工事の種別について、審査基準日の直前の二  
 営業年度において工事施工金額のない者及びその者を構成員に含む経常建設共同企  
 業体

四 資格審査の結果の通知  
 資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

五 資格の有効期間  
 資格の有効期間は、資格を付与された日から平成十二年三月三十一日までとする。

発注工事種別	建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と)
鋼橋工事	鋼構造物工事(鋼)
ほ装工事	ほ装工事(ほ)
プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事(土)
港湾工事	土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ)
機械設備工事	機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼)
塗装工事	塗装工事(塗)
造園工事	造園工事(園)
さく井工事	さく井工事(井)
一般建築工事	建築一式工事(建) 大工工事(大) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(筋)

管 工 事	管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 水道施設工事(水) 消防施設工事(消) 清掃施設工事(清)
建 具 工 事	建具工事(具) ガラス工事(ガ)
内 外 装 工 事	左官工事(左) 石工事(石) タイル・れんが・ブロック工事(タ) 防水工事(防) 内装仕上工事(内)
屋 根 工 事	屋根工事(屋) 板金工事(板)
電 気 工 事	電気工事(電) 電気通信工事(通) 消防施設工事(消)
通 信 設 備 工 事	電気通信工事(通)
交 通 安 全 施 設 工 事	とび・土工・コンクリート工事(と) 塗装工事(塗)
法 面 処 理 工 事	とび・土工・コンクリート工事(と) 防水工事(防)

鳥取県告示第五百十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定に基づき、次の都市計  
 画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書及び当該都市計画のうち一・四・一号岩美福部線に係る環境影響  
 評価書は、鳥取県土木部都市計画課(鳥取市東町二丁目三二〇)において公衆の縦覧に  
 供する。

平成十年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称  
 福部都市計画道路一・四・一号岩美福部線、三・三・一号福部伏野線
- 二 都市計画を定める土地の区域  
 1 一・四・一号岩美福部線

岩美郡福部村大字細川字上駟馳山上エ、字上駟馳山、字鈴松、字桃栗谷、字深

谷、字三反田口、字三反田、字志津、字志津上エ、字奥提、字前田、字前田上エ、

字上屋敷上エ、字日比中谷上エ、字日比中谷及び字高浜、大字海土字高浜、字西

浜及び字前田並びに大字湯山字蟻屋敷、字白路ヶ浜、字高浜、字小原、字直浪澤、

字東入江、字中船戸、字宮ノ下、字四ノ尾澤、字宮ノ前及び字八ノ尾

2 三・三・一号福部伏野線

岩美郡福部村大字湯山字中船戸、字宮代、字宮ノ下、字四ノ尾澤、字宮ノ前、

字八ノ尾、字稲場、字森、字森崎、字法眼墳、字中所、字粟田、字深田、字坂野

屋敷、字山葵谷、字笠取及び字深谷

鳥取県告示第五百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市  
計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告  
示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）におい  
て公衆の縦覧に供する。

平成十年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・二・二号福部伏野線

二 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分

岩美郡福部村大字湯山字中船戸、字宮代、字宮ノ下、字四ノ尾澤、字宮ノ前、字  
八ノ尾、字稲場、字森、字森崎、字法眼墳、字中所、字粟田、字深田、字坂野屋敷、  
字山葵谷、字笠取及び字深谷

鳥取県告示第五百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市  
計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告  
示する。

当該都市計画の図書及び当該都市計画のうち一・四・一号岩美福部線に係る環境影響  
評価書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に  
供する。

平成十年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

岩美都市計画道路一・四・一号岩美福部線、三・五・八号河崎本庄線、三・五・九  
号岩本本庄線、三・五・六号駟馳山浦富海岸線（変更前三・六・一号駟馳山浦富海岸  
線）、三・五・七号大谷浜中央線（変更前三・六・二号大谷浜中央線）

二 都市計画を変更する土地の区域

1 一・四・一号岩美福部線

追加する部分

岩美郡岩美町大字浦富字布田、字上荒木及び字下荒木、大字岩本字溝下、字八  
反田、字町ノ上、字穴以後、字久松屋敷及び字高縄手並びに大字大谷字多母ノ木、  
字矢代、字狭間、字下狭間、字石広、字四反田、字鏡道、字御供田、字中新川端、  
字下新川端、字横土手、字上白川、字弥八ヶ江、字中土手、字下筒竹、字小中溝、  
字中溝、字流田、字下灰田、字上灰田、字小平野、字越後谷、字下七山、字上七  
山及び字駟馳山

2 三・五・八号河崎本庄線

追加する部分

岩美郡岩美町大字新井字肱曲、大字河崎字溝下、大字本庄字繩手下、字五反田、

字平田、字殿ノ後、字甲橋、字横堀、字間道、字小橋、字六反田、字繩手崎及び字荒木並びに大字浦富字布田、字宇和田、字上荒木及び字泓田

3 三・五・九号岩本本庄線  
追加する部分

岩美郡岩美町大字岩本字中繩手、字丸山、字日ヶ崎及び字妙蓮並びに大字浦富字日ヶ崎、字下荒木、字上荒木及び字泓田

4 三・五・六号駟馳山浦富海岸線  
追加する部分

岩美郡岩美町大字岩本字丸山  
変更する部分

岩美郡岩美町大字大谷字東町田、字日比野前、字下新川端、字下高繩手、字三通り田、字高繩手、字柳ヶ坪、字藏ノ後及び字大坪、大字岩本字森ノ木、字稲土居、字松葉、字町田、字大曲り、字中繩手、字五輪鼻、字五輪鼻山、字溝黒山、字新道、字上新道及び字松山口並びに大字浦富字新田、字石ヶ瀬、字坊谷、字清水前、字甥子谷口、字甥子谷、字堤下、字城ノ谷口、字小堤、字浄玄及び字下町東側

5 三・五・七号大谷浜中央線  
追加する部分

岩美郡岩美町大字岩本字森ノ木及び字廻り田並びに大字大谷字大坪、字上久、字石佛及び字堀端  
変更する部分

岩美郡岩美町大字大谷字日比野山

**鳥取県告示第五百十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鹿野町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次

のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十年七月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鹿野都市計画下水道 鹿野町公共下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町二丁目三〇

**調 達 公 告**

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年7月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

(1) 工 事 名 県立武道館（仮称）新築工事（第一工区建築）

(2) 工事場所 米子市両三柳

(3) 工事内容

ア 敷地面積 20,000㎡

イ 主要用途 体育館（主道場、小道場）

ウ 構 造 主道場 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建

小道場 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）平屋建

エ 建築面積 6,787㎡  
延べ面積 7,599㎡

(4) 工期 平成10年9月から平成12年7月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

(1)から(8)までをすべて満たすこと。ただし、経常建設共同企業体にあつては、2名又は3名の構成員で結成されたものに限ることとし、経常建設共同企業体が(1)、(3)、(4)、(5)及び(8)をすべて満たすとともに、構成員のすべてが(1)、(2)、(5)及び(6)をすべて満たし、かつ、構成員のいずれかが(7)を満たすこと。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（建築一式工事）の許可を受けていること。

(3) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における建築一式工事の総合評点が1,300点以上であること。

(4) 平成10年7月鳥取県告示第510号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく建築一式工事に係る入札参加資格を有し又は平成10年8月31日（月）までに有する見込みがあること。

(5) 平成10年7月21日（火）から同年8月31日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(7) 平成元年度以降に、工事が完成し引き渡し完了している鉄骨鉄筋コンクリート造、又は鉄筋コンクリート造の延べ床面積3,000平方メートル以上の客席を有する施設の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、特定建設共同企業体の構成員としての実績については、出資比率が

20パーセント以上のものに限る。

(8) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

(7) 平成元年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。

(7) 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証を有する者であること。

(ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

3 資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設係 電話 0857-26-7347

4 入札説明書等

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。

(1) 交付期間及び時間

平成10年7月21日（火）から同月30日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

3に同じ。

(3) 設計図書の入手方法

3に問い合わせる。

5 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書その他必要な書類（以下「申請書等」という。）を持参し、2の資格に適合することの確認を受けなければならぬ。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間及び時間

<p>4の(1)に同じ。</p> <p>(2) 提出場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁土木部入札室 (鳥取県庁本庁舎地下1階)</p> <p>6 入札手続等</p> <p>(1) 入札書の提出方法 持参又は郵送 (書留郵便 (親展扱とすること。)に限る。)とする。</p> <p>(2) 入札執行の日時 平成10年8月31日 (月) 午後1時30分 (ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成10年8月28日 (金) 午後5時までとする。)</p> <p>(3) 入札執行の場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第20会議室 (鳥取県庁第2庁舎3階)</p> <p>(4) 郵送による入札書の提出先 3に同じ。</p> <p>(5) 入札保証金 免除</p> <p>(6) 入札の無効 2の資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札並びに鳥取県建設工事執行規則 (昭和48年11月鳥取県規則第66号)、この公告及び入札説明書に違反した入札は無効とする。</p> <p>(7) 落札者の決定方法 鳥取県建設工事執行規則第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内</p>	<p>の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。</p> <p>(8) 入札に当たったての留意事項</p> <p>ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 代理人により入札しようとするときは、必ず委任状を提出すること。</p> <p>ウ 天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めるときは、入札の執行を中止することがある。</p> <p>エ その他鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則 (昭和39年3月鳥取県規則第11号) 及び入札説明書に定めるところによる。</p> <p>7 入札後の留意事項</p> <p>(1) 消費税等に係る届出 入札終了後、落札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出しなければならない。</p> <p>(2) 契約書作成の要否</p> <p>(3) 契約保証金等 落札者は、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。</p> <p>ア 契約保証金の納付</p> <p>イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>ウ 金融機関 (出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 (昭和29年法律第195号) 第3条に規定する金融機関をいう。) 又は保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。) の保証</p> <p>エ 公共工事履行保証証券による保証</p>
---	---



## オ 履行保証保険契約の締結

## 8 契約担当部局

鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部建築課管理係 電話 0857-26-7389

## 9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 関連情報入手するための照会窓口  
3に同じ。

(3) 提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で入札事務以外の用途  
には使用しない。

(4) 資料作成及び工事内容に関する説明会等は行わない。

(5) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との  
随意契約により締結する予定は無い。

## 10 Summary

(1) Subject matter of the contract : Construction work of the kenritsu Budoukan

(2) The closing date and time for the submission of application and attached documents  
for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 30 July, 1998

(3) The date and time for the submission of tenders : 1 : 30 PM 31, August, 1998  
(Tenders submitted by mail must be received by 5 : 00 PM 28, August, 1998)

(4) A contact point where tender documents are available : Administration Division,  
Department of Public Works, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi  
Tottori-city 680-8570 Japan, TEL 0857-26-7347